

II 生徒の管理指導

13 生徒諸心得

序

われわれは自らの手によって、われわれの学園をより健全で、より美しいものたらしめるよう常に努力していかねばならない。この生徒心得もそのための指針となるものであり、生徒のための、生徒会の貴重な記録でもある。自治には必ず責任の裏付けがなければならない。われわれはあくまでも生徒としての誇りを保ち、放縦遊惰を排してあらゆる面において、責任のある行動をとることを旨とし、われわれがこれを日々の学生生活の友として、これに則り、これを実践していくことによって個々の向上と学生生活の合理化を確立せんとするものである。

(1) 一般心得

① 真理の探究

生徒としての本分を忘れず、真理の探究を日ごろから念頭におき、真面目な研究態度で、高尚な教養を修得することに心がける。特に勉学に専念しうる環境の総てに深く感謝し、これに報いるよう努力しなければならない。

② 礼法

礼法は精神は、社会生活の基本であり、常に気持ちよい挨拶に努めよう。

③ 言葉使い

正しい言葉使いに努めよう。

④ 機敏な行動

自分の行動をたえず反省し、機敏な行動、時間の厳守に努めよう。

⑤ 遅刻、欠課、欠席

病気や何らかの理由があって遅刻、欠課、欠席となる場合は事前に学校へ連絡しなければならない。

⑥ 規則の遵守

法律(交通規則等)、内規、諸規定は健全なわれわれの学園生活を維持発展させるためのものである。したがって学校の秩序を守るために諸規則を遵守しなければならない。

⑦ 服装

服装容姿は健康美を旨とし、むやみに流行に流されず服装規程を守り、けじめある高校生活を送ろう。

(冬季)

黒の詰襟服のパンツタイプと、セーラー服で襟と袖に茶色の2本線があるスカートタイプとする。生徒としての品位を保持し、質素、清潔で、動作にさしつかえない端正な服装をすること。

(夏季)

パンツタイプは半袖の白のカッターシャツで、着用の際にはズボンの中に入れること。スカートタイプは水色のスカートに水色の襟のブラウスを着用すること。特にポロシャツや変形シャツ等は認めない。

(頭髪等)

頭髪は学生らしく整え、特に清潔に留意し、華美、不体裁にならぬようにする。化粧、ピアス、パーマ等は認めない。

⑧ 交際

交際は健全な形でお互いに配慮し、心身共に尊重し合う関係でなければならない。

⑨ 飲酒、喫煙

学校内外を問わず生徒の飲酒、喫煙は固く禁止する。

⑩ 薬物・タトゥー

大麻や麻薬などの薬物は心身に多大な害を及ぼすため絶対に使用してはならない。また、タトゥーは入れてはならない。

⑪ 暴力

制裁及び暴力行為はいかなる理由があるにせよ人道に反する行為であり、民主的学園をけがす行為である。

⑫ 懲戒

万一道義上、風紀上、生徒として不正な行為があった場合には、学則にてらし、懲戒処分の処置を受けなければならない。

⑬ 身分証明証の携帯

身分証明証は常時携帯し、いつでも自分の身分を明らかにすることができるようにする。

⑭ スマートフォン、携帯電話

スマートフォンや携帯電話の使用については十分に注意する。LINEやSNS等に誹謗中傷、或いは、相手が傷つくような書き込みや配信は絶対にやってはいけない。また、何らかの事故やトラブルに巻き込まれた場合は速やかに保護者か学校に相談する。

(2) 校内での心得

① 登下校の心得

ア 1・2年生は7時30分の時刻までに登校し、早朝講座の準備をする。3年生は8時45分のSHRの時刻までに登校し、授業の準備をする。

イ 下校時刻は原則として午後5時までとする。届出のある諸活動の総下校時刻は午後7時30分までとする。

② 授業の心得

ア チャイムの合図で授業の準備はできているものとし、始業、終業の時は起立または正座して礼を行う。

イ 授業は常に真剣で、自発的でなければならない。

ウ 授業中は私語をつつしみ、離席、学習用具の貸借はしない。

エ 当該教師の来室が遅れたときには、ホームルーム長及び日番は早急に当該教師に連絡をとり指示をまつ。その間静かに自習をする。

③ 考査の心得

ア 番号順に着席して私語を慎む。

イ ノート、教科書等はすべてカバンの中、若しくは後ろの個人棚に入れ、机の横など身の回りに残さない。

ウ 終了のチャイムで鉛筆で書くのをやめ後席の生徒が答案用紙を集める。

エ 考査期間中の不正行為に対しては内規により厳重に処分される。

④ 毎日の学校生活

ア 校内で政治及宗教活動は許されない。ただし、研究活動は自由である。

イ 学校の許可なしに、集会、放送、出版、掲示及び金銭の徴収等を行ってはならない。

ウ 自分の所持品には学年、組、番号、氏名をはっきり記入し、遺失、紛失、または拾得したときにも週番教師かホームルーム担当に届出ること。

エ 登校してから昼食時以外の校外への出入りは禁止する。

オ 公共物は大切に取扱い、もし破損した場合には届出て、その責任を明らかにする。

カ いかなる場所でも落書きは品位を落とすもので、これを禁止する。

キ 体育館、図書館、その他特別教室等への移動は静かに機敏に行動し、授業に支障をきたさないようにする。

ク 自分の持ち物は毎日持参し各自で保管する。直接学習活動に関係ないものは学

校に持参してはならない。

ケ 集団活動では動作を機敏にし、他人の迷惑にならないように努める。

コ 学習環境を保つため、教室内外でのボール投げ、悪ふざけ等はこれを固く禁止する。

サ 上履き使用の教室では入口内外を汚さないように、各自所定の靴箱を責任をもって使用しなければならない。

シ 下校時以降の学校居残りについては、その旨係教師を通じて届出なければならない。

ス 学校でのスマートフォン及び携帯電話の使用は原則禁止とする。ただし、授業等で必要な場合、担任及び教科担任の許可を得て使用することができる。

(3) 校外での心得

① 外出

夜間外出は、夏季(4～10月)は午後10時まで、冬季(11～3月)は午後9時までとする。

② 登下校

ア 登下校は、交通道德を正しく守る。

イ 学校に関連する一切のオートバイ、車輛等(自転車除く)の使用を固く禁止する。

③ 余暇の善用

余暇は計画的に利用(学習)する習慣をつけ余暇の善用に努めよう。

④ アルバイト

ア アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない時は、保護者の承諾を得て、ホームルーム担任に届け出る。

イ アルバイト中は、本校生徒であることを忘れることなく不正をきびしく批評できる態度でなければならない。

⑤ 旅行、集会等

ア 校外に於ける旅行、集会等に関する計画は最終的には学校長の責任と権限内で行われるべきもので、開催に当たっては保護者の承諾書と校長の許可が必要である。

イ 校外での活動は公衆道德を守り、礼儀正しく、常に高校生である本分を忘れない。

ウ 旅行、ピクニック等では危険を伴いやすいので、コースの計画、健康には充分配慮する。

⑥ 毎日の校外生活

ア 映画、演劇等の鑑賞は常に批評的な態度を忘れないように努める。

イ 不健全と判断される飲食店、娯楽場、盛り場への出入りは固くこれを禁止する。

ウ 対外競技、催し物等、校外他団体への加盟は学校長の許可を受け責任を明らかにせねばならない。

エ 校外での交通事故、事件等については、後日必ず学校に届けること。

(4) 付加、訂正

① この生徒心得は我々生徒の手によって、より良きものとするため学校側と協議のうえ、生徒会を通じて臨時に付加、訂正することができる。

附則

1 この規程は平成13年3月21日に一部訂正する

2 この規程は平成23年3月22日に一部訂正する

3 この規程は令和3年4月1日に一部改訂する

※ この規定は令和5年度中に一部改定する予定である

